

(15) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成25年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する福祉施設の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金69,153円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成25年6月11日

(2) 事故発生場所

鳥取市江津地内

(3) 事故の状況

福祉相談センターの敷地内公園において、児童と職員がプレイセラピーの一環としてサッカーボールで遊んでいたところ、児童の蹴ったボールが公園の柵を越え、隣接する駐車場に駐車してあった和解の相手方使用の小型乗用自動車に当たり、同車両が破損したものである。